

笞杖の變遷 —— 漢の督笞から唐の笞杖刑

富 谷 至

はじめに —— 唐の笞杖刑

唐の五刑（笞・杖・徒・流・死）の中の輕度の刑、笞刑と杖刑に關しては、『唐律疏議』名例律に、笞刑五（笞一〇から笞五〇）、杖刑五（杖六〇から杖百）があげられており、疏議には次のように解説がなされている。

【笞刑五】

疏議曰、笞者、擊也、又訓爲恥、言人有小愆、法須懲誠、故加捶撻以恥之、漢時笞則用竹、今時則用楚、故書云抨作教刑、卽其義也、漢文帝十三年、（中略）遂改肉刑、當黥者髡鉗爲城奴令脊、當劓者笞三百、此卽笞・杖之目、未有區分、笞擊之刑、刑之薄者也、隨時沿革、輕重不同、俱期無刑、義唯必措、

疏議して曰く。笞とは、擊なり。又た訓じて恥と爲す。言こころ人に小愆あるも、法は須らく懲誠すべし。故に捶撻を加えて以てこれを恥しむ。漢時の笞は則ち竹を用うも、今時は則ち楚を用う。故に書に云う「抨を教刑となす」、即ちそ

の義なり。漢文帝十三年、（中略）遂に肉刑を改たむ。黠に當る者、髡鉗して城奴と爲し眷せしむ。劓に當る者、笞三百。此れ即ち笞・杖の目、未だ區分あらず。笞擊の刑は、刑の薄き者也。時に隨いて沿革し、輕重は同じからず。俱に刑なきを期し、義は唯だ措を必す。

【杖刑五】

疏議曰、說文云、杖者持也、而可以擊人者歟、家語云、舜之事父、小杖則受、大杖則走、國語云、薄刑用鞭撻、書云、鞭作官刑、猶今之杖刑者也、又蚩尤作五虐之刑、亦用鞭撻、源其濫觴、所從來遠矣、漢景帝以笞者已死而笞未畢、改三百曰二百、二百曰一百、秦代沿流、曾微增損、爰洎隋室、以杖易鞭、今律云、羈決笞杖者、不得過二百、蓋循漢制也、疏議して曰く。說文に云う。杖とは持なり。而して以て人を擊つべきものか。家語に云う。「舜の父に事うるや、小杖は則ち受け、大杖は則ち走る」。國語に云う「薄刑は鞭撻を用う」。書に云う「鞭を官刑と作す」。猶お今の杖刑のごときものなり。又た蚩尤は五虐の刑を作り、亦た鞭撻を用う。其の濫觴を源めるに、從りて来る所は遠し。漢景帝、笞は、已に死するも笞未だ畢らずを以て、三百を改めて二百と曰い、二百を一百と曰う。秦代、沿流して、曾て増損は微なし。爰に隋室に洎びて、杖を以て鞭に易える。今ま律に云う、笞杖を羈決するに、一二百を過ぎるを得ずとは、蓋し漢制に循うなり。

疏議は、笞刑、杖刑とともに、漢代の笞、杖（鞭）に淵源をもつといい、『尚書』、『國語』さらには『漢書』刑法志を引用してそこに見える鞭、杖を唐五刑の笞杖刑に結びつけるのである。

『尚書』の記載はあくまで、儒教の教理的なものであることより、刑罰制度の實際を云々するには適當ではないが、秦漢

時代から笞、杖が制裁の手段として存在していたこと、それは確かであり、秦漢律には笞・杖・鞭などが確認される。しかし、その秦漢の笞杖が唐の笞刑に直接的に繋がるのだろうか。

疏議は、その「杖刑」の解説で、「其の濫觴を源ぬるに、從りて来る所は遠し」として、鞭刑を言い換えた杖刑の淵源が遠く遡ることをいう。そしてその後の展開で、漢景帝の笞刑の數の改定をのべ、二〇〇をもつて限度としたことと、名例律二九條の「犯罪雖多、累決笞杖者、亦不得過二百」を重ね合わせる。しかし、そこから何を證明しようとするのか、曖昧と言わざるをえない。つまり笞にしろ杖にしろ、二〇〇は耐えれる限度であり、またそれ以上の數を加えることは死につながり、輕度の制裁としての笞杖の趣旨にあわない、そのことは既に漢景帝の時からの事であり、漢の制度を踏襲しているというのか。しかし、それは打撃の數の問題であり、笞杖刑の淵源を漢に求めることの是非とは別であろう。

だいいち、笞刑と杖刑は、唐律では五刑の二刑を擔つており、明らかに二段階の刑であるのに對して、疏議の杖の解説は、笞刑に言及して、それでもって杖刑の起源、漢制との通底をいう。だが、それはやはり杜撰であろう。唐でははつきりと段階づけられている笞刑、杖刑にかんしては、疏議が巧まずして語るように、漢代では區別されてはいない。その一つをとっても漢と唐の笞杖は性格が異なるとせねばならぬ。

さらに根源的のこととして、唐は、五種類の刑を構成する笞、杖であり、同一犯罪の輕重によつて死刑から笞杖刑にまで段階づけられている。しかし、漢律では死刑、勞役刑が適用される竊盜、傷害罪の輕度なものに笞刑が正刑として量定されるのかといえば、そうではない。

唐の五刑の一つとしての笞刑と秦漢の笞刑とは、根本的に性格を異にする刑罰ではないのか。ならば、秦漢の笞杖は以後三國、六朝期にはどのように展開し、唐の笞刑は何時の時代に形成され、どのような刑罰制度の變化から生まれてきたのであるうか。以下の拙文は、このことを考察する。

第一章 秦漢の笞刑

秦漢の律には、確かに笞が一つの制裁、懲罰の手段として登場している。まず睡虎地秦律には、次のような條文に治^(答)の執行が規定されている。

① 以四月、七月、十月、正月膚田牛、卒歲、以正月大課之、最、賜田嗇夫壺酒束脯、爲良者除一更、賜牛長日三旬、殿者、諱田嗇夫、罰冗皂者一月、其以牛田、牛減絜、笞主者寸十、又里課之、最者、賜田典日旬、殿笞卅、廄苑律

秦律十八種13～14

【四月、七月、十月および正月に田牛を評定する。満一年して大々的に査定をおこなう。最優秀の場合には、田嗇夫に酒一壺、十束の脯肉を、牛の飼育者には一更を免除し、牛長には、勞三十日分を與える。成績最低の場合には、田嗇夫は譴責處分、牛長、飼育者には勞二ヶ月減殺、もし、牛耕の場合には、牛の胴回りが痩せたら、一寸につき責任者は笞十に處する。また里単位で、検査をおこない、成績優秀の場合には、田典に十日の勞を與え、劣等の場合には、笞三十に處す。】

②

非歲紅及母命書、敢爲它器、工師及丞貲各二甲、縣工新獻、殿、貲嗇夫一甲、縣嗇夫、丞、吏、曹長各一盾、城旦爲工、殿者、治人百、大車殿、貲司空嗇夫一盾、徒治五十、

秦律雜抄18～雜20

【その歳の仕事でない、もしくは命書がなくて、它的器物を生産したばあいには、工師と丞は各貲二甲。縣の工官が新らしく獻品したのが最低の成績であれば、嗇夫は貲一甲、縣嗇夫、丞、吏、曹長は、各一盾。城旦の刑徒が工となつ

て、成績最低であれば、笞百。大車が最低劣悪ならば、司空、嗇夫貲一盾、徒は笞五十。】

①と②は、「最」と「殿」という語からも分かるように、職務上の過失と勤務成績の劣等に對して、笞一〇〇、笞五〇、が科せられるといった規程が見える。

笞は別に、逃亡の刑徒が出頭したとき、士伍が決められた时限に出頭もしくは任務をおえず逃亡し、その年内に捕獲されたときなどにも適用される。

③ 隸臣妾穀城旦春、去亡、已奔、未論而自出、當治五十、備穀日、

【隸臣妾が城旦春として勞役につけられ、逃亡し、その後、論斷される前に出頭したら、笞五十に處し、勞役日數を終えさせる。】

② 不會、治、未盈卒歲得、以將陽有行治、今士五甲不會、治五十、未卒歲而得、治當駕不當、當、

【「徵發されて期限に來なかつたら、笞。一年未満に捕獲されたら、フラフラしていいたことで、笞を執行する。」

今ま、士伍甲が期限に來ず、笞五十となり、一年未満で捕獲されれば、笞は加重されるのか。される。】

これはあくまで、任意出頭、もしくは期限内における捕獲という範圍の中でのことであり、それ以外ではまた別の措置が執られる。^②

このことは、漢律においても變わらない。張家山出土漢律には、笞が適用されるいくつかの條文が見られる。職務に關

しては、特に行書律に郵書傳達の規定（當行時間）を満足させなかつた場合に、笞五〇、笞一〇〇を科すとの規定がある。

郵人行書、一日一夜行二百里、不中程半日、笞五十、過半日至盈一日、笞百、過一日、罰金三兩、郵吏居界過書、

行書律

【郵人が文書を移送するときには、一晝夜に二百里移送する。規則からはづれること半日ならば、笞五十、半日を過ぎて一日に達すれば、笞百、一日を過ぎれば罰金三兩、郵の吏は境界にいて……】

273

ただ、漢律の「刑盡」において、笞が科せられることが具律に規定され、この場合の笞は、職務上の怠慢、落ち度に對する笞杖とは、性格を異にすると云わねばならない。

爲城旦春、城旦春有罪耐以上、黥之、其有贖罪以下、及老小不當刑、刑盡者、皆笞百、……

具律

91

【城旦春のものが耐以上を科せられたら、黥刑とする。その贖刑以下の者、及び老人・年少で肉刑が適用されない、または刑盡の場合には、笞百……】

人、奴婢有刑城旦春以下至謫・耐罪、黥額額界主、其有贖罪以下及老小不當刑・刑盡者、皆笞百、刑盡而賊傷人及殺人、先自告也、棄市、有罪

具律

122

【人（を誣告したとき）、奴婢については、刑城旦春以下、遷・耐にいたるまでの罪を犯したならば、顔・頬に黥して主人に與える。贖罪以下の罪を犯したもの、及び老人、年少で肉刑が適用されない、刑盡の者については、皆な笞百。刑盡で

人を賊傷するもしくは殺人を犯して自首する場合、棄市。……】

かかる秦漢の笞刑に關しては、濱口重國氏「漢代の笞刑に就いて」⁽³⁾があり、また最近、陶安あんじ氏が笞刑に關して考證を行つてゐる。⁽⁴⁾

先行の研究が明らかにしているのは、秦漢に行われた笞は、次のような場合におこなわれるという。

- (1) 家庭内で家長、主人、夫等が家族、奴隸にたいしておこなう懲戒手段
- (2) 被疑者に對して供述を得るための拷問
- (3) 勞役刑徒に對する懲戒
- (4) 役人の職務上の過失、怠慢等の譴責
- (5) 肉刑、労役刑の付加刑、代替刑

このうち、(1)の家庭内の笞については、雲夢秦律、張家山漢律にもそれに言及した條文があるが、これは正刑ではなく、あくまで私的制裁である。⁽⁵⁾同じく、(2)に關しても、取り調べ段階のものであり、これも刑罰ではない。したがつて、律、令で規定された處罰としての笞は、(3)(4)(5)である。ただ、(3)(4)と(5)の笞の間には大きな隔たりがあると言わねばならない。すなわち、前者は輕罪にたいする懲罰であるのに對して、後者は死刑に次ぐ重刑として位置づけられ、それが肉刑廢止後の城旦刑の付加刑として笞五〇〇、笞三〇〇の笞刑に他ならず、濱口氏の論考は、この(5)に集中する。⁽⁶⁾

笞刑に關してがどうして輕重にこのような幅が生ずるのか、その理由はひとまず措いておくにして、今、ここで(3) (4)を笞〈A〉とし、(5)を笞〈B〉としよう。笞〈A〉と笞〈B〉の間は、その執行の目的、處罰としての意味等が異なることをいま一度指摘しておきたい。

家庭内における懲戒もしくは訓戒に笞が適用される、また官吏の勤務内容の不備に笞がなされる、といったことをふまえてみれば、笞に期待される本來の效果と役割は、叱責のときの制裁行爲としてであろう。それは當時は、「督」と呼ばれるものであった。このことは、居延出土の「候史功廣德行罰檄」に「督五十」あり、それが笞もしくは杖にて五〇回の打撃を與えることを意味する。

【候史廣德行罰檄】

一九七三年に甲渠候官遺址から發見されたE.P.T 58: 108の簡番號をもつ長大な木簡がある。木の枝を削った長さ八二cm、直徑三・一～一・五cmの大きさで、表と裏の二面に文字が書かれ、裏面には一二二段にわたる項目記載と下部に三層の切れ込みをもつ。

候史廣德、坐不循行部、亭、趣貝諸當所具者、各如府都吏舉、部糧不畢、又省官檄書不會會日、督五十

E.P.T 57: 108 A

【候史廣德。坐不循行部の巡視、亭の壁塗り、具備すべき物品の速やかなる措置、等につき、府都吏の指摘の通り、部の備品の不完全、および候官からの檄書の處理を期日内にしなかつたことの譴責、督五十。】

答杖の變遷

候史廣德	●第十三 母非常屋 母沙	亭不塗 母馬牛矢
燧長簪	母深目 母芮薪	●第十三 母非常屋 母沙
表幣	積薪皆卑 亭不塗	●第十三 母非常屋 母沙
母	縣索緩 母非常屋	●第十三 母非常屋 母沙
母	●第十四燧長光 羊頭石少二百	●第十三 母非常屋 母沙
母	母深目	●第十三 母非常屋 母沙
馬牛矢少十石	●亭不馬牛矢塗	●第十三 母非常屋 母沙
狗籠少一	天田不畫縣索緩 積少一	●第十三 母非常屋 母沙
狗籠少一	燧長得 母深目	●第十三 母非常屋 母沙
積薪皆卑	羊頭石少二百	●第十三 母非常屋 母沙
積薪皆卑	馬牛矢少五石	●第十三 母非常屋 母沙
回門壞	亭不塗	●第十三 母非常屋 母沙
燧長寬	母非常屋	●第十三 母非常屋 母沙
天田不畫縣索緩	塙母轉縱	●第十三 母非常屋 母沙
籠竈少一	羊頭石少三百	●第十三 母非常屋 母沙

(以上、第一段)

(以上、第二段)

(以上、第四段)

母深目	母牛馬矢少十五石	母非常屋	羊頭石少二百
積薪皆卑	天田不畫懸索緩	燐長常有	母深目
芮薪少三石	沙竈少一 榆柱甘不堅	蓬少一	母馬牛矢
表小幣	積薪皆卑	蓬三幣	狗籠矢著
天田不畫	天田不畫	母非常屋	亭不涂
母狗籠		母馬牛矢	
母芮薪			
沙竈少一	沙竈少一 榆柱甘不堅		
表小幣	積薪六皆卑		
籠竈少一	小積薪少二		
(以上、第七段)	(以上、第六段)	(以上、第五段)	
●第十八			
	燧長充國		

内容は、甲渠候官北部の候史である張廣德が職務怠慢の故に都尉府から彈劾されて杖五〇に處すといつ」と（E.P.T 57: 108 A）と、廣德が監督責任を怠った具體的内容——それは第一三燧から第一八燧の作業、設備の不備であるが——を列舉する（E.P.T 57: 108 B）。

「督」とは、『爾雅』釋詁、『周禮』春官・大祝「禁督」の鄭玄注などに「督とは、正すなり」とあるように、督察し、誤りを矯正するという意味である。『漢書』丙吉傳に「督笞」という二字が見える。

汝嘗坐養皇曾孫不謹督笞、汝安得有功、

汝、嘗て皇曾孫を養うに謹なうざるに座し督笞せらる。汝、安ぞ功あるを得んや。

後宮の婢が養育の不謹慎にかんして「督笞」されたことを云つたものだが、この「督」は、笞杖にて糾すという意味である。⁽¹⁾ 杖、笞は糾正、叱責としての効果を有していたことは、間違いない。そしてそれは、居延漢簡「廣德行罰檄」に記されたように、役人の職務不行き届き、不履行に關する譴責として行われたのであり、これが、正刑の體系のなかの行刑であるかといえば、そこに間隙を認めざるをえない。

漢代における笞杖について、陶安氏は、懲戒處分としての笞刑は、構成要件と實施回數を定めた明文規定があり、笞刑の行使は官吏の自由裁量にはゆだねられてはいらないという、⁽²⁾ 氏が擧げる行書律には、確かに笞が適用される職務行爲が明記され、それによって段階的に笞五〇、笞一〇〇という數が決められている。しかし、「廣德行罰檄」は、個別の職務の失態と督五〇のあいだには、詳細な規定が存在しているとは思えない。廣德はいくつかの譴責に値する職務上の不行き届きが加

算された結果、督五〇という處分が導き出されたのである。つまり笞五〇に相當する行爲は行書律のよう明確な規定をもつものもあれば、「廣德行罰檄」のように、明確な規定はなく、譴責する程度によって督五〇、一〇〇といった數が出てくる場合もある。それは、とりもなおさず、笞（つまり笞〈A〉）が死刑、勞役刑といった刑罰體系の外縁に位置するからであろう。今ひとつ、笞〈A〉にかんして指摘できるのは、唐律において見られる、笞と杖の二等級に分かれた段階は、漢では見られず、加えて笞、杖、鞭は毆打の具としての使用にも厳格な區別がないということである。たとえば、張家山漢律「亡律」にみえる「笞五十」という規程と、杖五〇のあいだに差があるとは、思えない。

吏民亡、盈卒歲、耐、不盈卒歲、穀城旦春、公士・公士妻以上作官府、皆償亡日、其自出毆、笞五十、給逋事、皆籍亡日、軻數盈卒歲而得、亦耐之、
亡律

【吏民が逃亡】して、一年に達すれば、耐。一年未満であれば繫城旦春。公士・公士妻以上は官府に勞役し、逃亡日數を償う。自ら出頭したならば、笞五十。徭役負擔を充足させる。いざれも逃亡日數を記録し、計算して延べ一年以上にして捕らえられた者も、耐。】

使侍中劉艾出讓有司、於是尙書令以下皆詣省閣謝、奏收侯汶考實、詔曰、未忍致汶于理、可杖五十、

『後漢書』獻帝紀

侍中劉艾をして出でて有司を譴めしむ。是に於て、尙書令以下、皆な省閣に詣りて謝す。侯汶を收して考實せんと奏す。詔して曰く。未だ汝に理を致すに忍びず。杖五十にすべし。

「廣德行罰檄」には、「督五十」とある。これは先にのべたように、長さ八〇cm程の木杖に記されている。廣徳に對する譴責をなぜこういった長大な木簡（普通は長さ二三cmの簡牘を使用した）に記したのかといえば、この木が督杖に使われるもので、督杖に譴責内容を記して、それを目にした衆人に綱紀肅正を意識させるためであつたと想定される。「廣徳行罰」に用いられたのは、八〇cmほどの長さの杖木であった。しかし、同時に督五〇には、笞も使用される場合もあり、笞五〇とそれは「律などでは規定されていたのである。杖も笞もそこには執行用具としては、厳格な區別はなかつた。殴打の回數も行書律などからすれば、五〇と一〇〇の一一段階があり、その殴打數を満たすことを目的としていたのである。

以上は、あくまで先に區別した笞〈A〉——「督」という表現をもち、教戒、訓戒として使用される笞杖に關することがらである。笞には、しかし今ひとつの範疇に屬する笞〈B〉があつた。

笞杖による制裁は、その執行方法次第で輕度の訓戒から、生命に關わる重刑へとつながる。これは他の處罰、たとえば肉刑、勞役刑には見られない。確かに斬趾刑、宮刑という重度の身體毀損刑は死につながることもある。しかし、それは、部位の切斷がもたらす病理的致死であり、執行方法を意識的に變えることで殺害となるという性格のものではない。

笞刑は、軽い處罰であるとともに、一方では殺害につながる效力をもつていた、そのことは十分に認識されていたことは、秦漢律に家庭、奴隸にたいして笞杖による殺害にかんする規定が數多く見られることが雄辨に物語つている。

人奴妾治子、予以膚死、黥顏頰界主、相與鬪、交傷、皆論不毆、交論、

【私奴婢が自分の子を笞うち、子はそれがもとで死んだら、顔と頰に黥して、主人に與える。お互に殴り合いの喧嘩をして、傷つけあえれば、論斷にあたいするか。二人とも論斷する。】

法律答問74

父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死、

賊律

39

【父母が子および奴婢を毆打・笞うちし、子及び奴婢が毆打・笞打ちがもとで死んだならば、贖死させる。】

諸吏以縣官事笞城旦春、鬼薪白粲、以辜死、令贖死、

賊律

48

【およそ吏が公務のことで、城旦春、鬼薪白粲を笞うち、それがもとで死亡したときは、贖死させる。】

「辜死」つまり、それがもとで死亡に至らせた因果關係をもつ殺害であるが、これが他の刑罰には規定をもたず、笞にして特に設定されているのである。そしてこの二面性が笞（A）が笞（B）の二種の存在に他ならない。

文帝の肉刑廢止段階において、笞三〇〇、笞五〇〇が城旦刑の付加刑として、死刑に一等もしくは二等下る刑罰となるのは、辜死につながる笞杖がもつ性格がもたらしたもので、これは笞（B）に属する。この笞（B）は、周知の如くその數が三〇〇と二〇〇に、さらに二〇〇と一〇〇へとその數が減らされ、また「筆令」の發布により、笞執行の際の竹の規格、打撃の方法、打撃部位が定められる。

景帝元年、下詔曰、加笞與重罪無異、幸而不死、不可爲人、其定律、笞五百曰三百、笞三百曰二百、猶尙不全、至中六年、又下詔曰、加笞者、或至死而笞未畢、朕甚憐之、其減笞三百曰二百、笞二百曰一百、又曰、笞者、所以教之也、其定筆令、丞相劉舍、御史大夫衛綰請、笞者、筆長五尺、其本大一寸、其竹也、末薄半寸、皆平其節、當笞者笞脣、毋得更人、畢一罪乃更人、

景帝元年、詔を下して曰く、笞を加えるは、重罪と異なし。幸にして死せざるも、人と爲るべからず。其れ律を定めて、

笞五百を三百といい、笞三百は二百といわん。猶お尙お全からざるがごとし。中六年に至りて、又た詔を下して曰く、笞を加えるに、或いは死に至るも而れども笞は未だ畢らず。朕、甚だ之を憐む。其れ笞三百を減じて二百といい、笞二百を一百といわん。又曰く、笞なるものは、これを教える所以なり。其れ筆令を定めん。丞相劉舍、御史大夫衛綰、請う。笞は、筆長五尺、其の本、大一寸、其の竹なるや、末は薄半寸、皆な其の節を平らかにす、笞するべき者は臀を笞し、人を更えるを得ることなし。一罪を畢らば乃ち人を更う。

『漢書』刑法志

詔は確かに「加笞與重罪無異、幸而不死、不可爲人」と笞刑がもたらす豫想外の深刻さと表現しているが、景帝期に先立つ秦律、二年律令に笞〈A〉が笞〈B〉に容易に轉化することが認識されていたことを考えれば、文帝期の城旦刑に付加される笞は、笞〈A〉をもって笞〈B〉に意圖的に轉化させたものだと考えるのは行き過ぎであろうか。

いずれにしろ、笞〈B〉においては、執行方法、用具等の規格が定めているのに對して、笞〈A〉では、そういうたる規定はもとよりなく、笞、杖、鞭が適當に使用され、決められていたのは數のみであるという事である。そして、本來の笞杖は笞〈A〉であり、笞〈B〉はあくまで、その特殊な轉化と言えよう。我々は笞〈B〉を漢代の笞として考察すること、笞〈B〉でもって笞〈A〉を考察してはならないということである。

第二章 魏晉の笞杖刑

後漢においてもかかる二種の笞は存在していた。笞〈B〉の後漢において出された詔に「減死一等、勿笞」という文言があることが、その證明となろう。

『後漢書』明帝紀

丙子、臨辟雍、養三老、五更。禮畢、詔三公募郡國中都官死罪繫囚、減罪一等、勿笞、丙子、辟雍に臨みて、三老、五更を養う。禮、畢りて、三公に詔し、郡國、中都官の死罪の繫囚を募りて、罪を減すること一等、笞すること勿し。

九月丁卯、詔令郡國中都官死罪繫囚減死罪一等、勿笞、

九月丁卯、詔して郡國中都官死罪繫囚をして死罪を減ずること一等、笞すること勿らしむ。

辛卯、車駕還宮、詔天下繫囚減死一等、勿笞、

辛卯、車駕、宮に還る。詔して天下の繫囚、死を減ずること一等、笞すること勿らしむ。

『後漢書』明帝紀

一方の答〈A〉に關して、——繰り返しになるがこの笞杖が本來の處罰としての笞だが——それももとより存在しており、特に官吏の勤務における譴責に適用された。

魏明帝青龍二年（二三四）の詔には、鞭杖之制を立法化する旨の詔が見えるが、それは、官吏の怠慢を糾すための制裁としての鞭杖である。

詔曰、鞭作官刑、所以糾慢怠也、而頃多以無辜死、其減鞭杖之制、著于令、

『魏書』明帝紀

詔して曰く、鞭は官刑をなす。慢怠を糾す所以なり。しかれども頃ごろ多く無辜をもつて死す、其れ鞭杖を減じ、令に著けよ。

漢魏の法制、刑罰制度を踏襲した晉においても、晉令四〇卷には、「鞭杖令」が含まれており、すでに散逸してしまったが、『太平御覽』などの類書の中にその断片が引用されている。⁽¹⁰⁾

應得法鞭者、即執以鞭、過五十稍行之、有所督罪、皆隨過大小、大過五十、小過二十、鞭皆用牛皮革、廉成法鞭、生革去四廉、常鞭用熟韁、不去廉、作鵠頭、紐長一尺一寸、鞘長二尺二寸、廣三分、厚一分、柄皆長一尺五寸、『太平御覽』六四九法鞭を得べき者。執るに鞭を以てし、五十を過ぎれば稍かに之を行う。督するところの罪あらば、皆な過の大小に隨う。大過は五十。小過は二十。鞭は皆な牛皮革を用う。廉は法鞭を成し。生革は四廉を去る。常鞭は熟韁を用う。廉を去らざるは、鵠頭を作す。紐、長さ一尺一寸。鞘長、二尺二寸。廣三分。厚一分。柄は皆な長一尺五寸。

應得法杖者、以小杖、過五寸者、稍行之、應杖而髀有瘡者、臀也、

法杖を得るべき者、小杖を以てす、五寸を過ぎれば、稍く之を行う。杖すべきに髀に瘡ある者、臀にするなり。

晉律、諸有所督、罰五十以下、鞭如令、平心無私、而以辜死者、二歲刑、

『太平御覽』六五〇

晉律、諸ろの督するところ有るは、罰五十以下、鞭は令の如し。平心にして私無し。而して辜を以て死すれば、二歲刑。

言うところの「督」とは、「廣德行罰檄」の「督五十」と同じであり、役人に對する懲戒の「督」つまり笞（A）を意味すると考えてよいであろう。ただ漢代においては、笞、杖、鞭等の用具に就いての詳細な規定がなかつたものが、晉においてはその鞭杖令の中に、長さ、大きさ、さらには打撃の方法が規定されるようになつたのである。

晉および南朝における笞杖の實態は、漢のそれと本質的には變わらなかつたと考えてよからう。晉律を踏襲したと考えられる梁律にあつて、法定正刑として髡鉗五歲刑十笞二〇〇が存在し、別に杖督の規定も見える。『隋書』刑法志が記す梁の刑罰體系は、大きく三段階に分かれる。⁽¹⁾

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|-------|
| I | 死刑二（梶首、棄市）、耐刑四（髡鉗五歲十笞二百、髡鉗四歲、同三歲、同二歲） | 贖刑四 | 罰金五 | 【十五等】 |
| II | 一歲刑、半歲刑、百日刑、鞭杖二百、鞭杖一百、鞭杖五十、鞭杖三十、鞭杖二十、鞭杖十 | | | 【九等】 |
| III | 一曰免官十杖督百、二曰免官、三曰奪勞百日十杖督百、四曰杖督五十、六曰杖督三十、七曰杖督二十、八曰杖督十 | | | 【八等】 |

Iは、漢から引き繼がれてきた死刑から罰金にいたる刑罰、IIIは、官吏への處罰、そこに輕刑として一年未満の労役刑と二〇〇以下六段階に區分される鞭杖——官吏の處罰としての督杖ではない——IIが新たに加わった刑罰の體系である。ここでは、笞と杖が區分されているのだが、Iの笞二〇〇は笞〈B〉、IIIは杖〈B〉の系統といってよからう。そしてIIにおける輕罰としての鞭杖が、官吏の譴責としてではなく、一般の正刑の體系の中に登場したことは、漢から晉にいたる刑罰制度に新しく加わつたものとして、注目せねばならない。それは、これまでの笞〈B〉が督杖から刑罰へその適用が廣がつたとみてもよからう。

梁律において、笞杖は確かに隋唐の五刑に屬する笞杖に近づいた。しかし、それが、直接的に隋唐の笞杖刑に繋がつた、隋唐の笞杖の淵源がこの梁律にあつたのかといえば、私はそうは考へない。むしろ北魏から始まる北朝の刑罰に目を向ければならない。

第三章 北朝の笞杖

隋唐の五刑の原型が確認されるのは、北周と北齊の律であり、北周保定二年（五六三）に完成した北周律が規定する法定正刑にかんして、『隋書』刑罰志、『通典』一六四刑法典には、次のような刑罰體系が記されている。

死（裂、梟、斬、絞）

流（流蕃服四〇〇〇里十鞭一〇〇・笞九〇）

徒（五年十鞭一〇〇笞五〇、四年十鞭九〇笞四〇、三年十鞭八〇笞三〇、二年十鞭七〇笞一〇、一年十鞭六〇笞一〇）

鞭（一〇〇、九〇、八〇、七〇、六〇）

杖（五〇、四〇、三〇、二〇、一〇）

北周大律二五編の成立の翌年、北齊河清三年（五六四）に成立した北齊律一二編に見える刑罰體系もやはり死・流・徒（耐）・鞭・杖という五段階からなる。

死刑四（轅・梟首・斬・絞）

流刑一（鞭・笞各一〇〇十邊裔兵卒、六年徒・眷）

刑罪五（鞭一〇〇笞八〇十五歳刑、鞭一〇〇笞六〇十四歳刑、鞭一〇〇笞四〇十三歳刑、鞭一〇〇笞一〇十二歳刑、鞭一〇〇十一歳刑）
鞭五（一〇〇、八〇、六〇、五〇、四〇）

杖三(三〇、一〇〇、一〇)

隋唐の死・流・徒・杖・笞の五刑がこの北齊、北周の五段階の刑罰體系に基づくことは、一目瞭然であろう。笞杖にかんしていえば、北周、北魏の鞭杖刑は、漢晉の笞（A）と笞（B）を五段階の中に取り入れ、しかも笞（A）についていえば、官吏に對する譴責であつたのを一般的刑罰の中に體系づけたのであり、輕度の刑罰としての笞杖刑の正刑化と言つてもよいであろう。

では、北周、北齊の笞杖刑は、五六三年と五六四年にはぼ時を同じくして、初めてこのような形で登場したのであるつか。成立後まもない兩王朝が類似の刑罰制度を獨自かつ同時に確立したとみると、やはり不自然であろう。兩王朝に先立つ、北魏、東西魏の時代にすでに漢晉の刑罰とは異なる笞杖刑が出てきたとせねばならない。北魏の笞杖を以下に少し丁寧に見ていく。

北魏の時代に、笞杖刑が唐五刑の笞・杖のように二段階の輕度の刑罰としての位置を得ていたのか、それを明確に示す史料は見つからない。『魏書』刑罰志には、たとえば宣武帝永平四年（五一二）の格に「諸刑流及死罪者、皆首罪判定、後決從者」¹²と主犯、從犯に關する規定であり、想定されている刑罰は重度のものと言えるかもしれないが、すくなくとも、死刑、流刑、刑罪（徒刑）の二等級は定まっていることが分かる。

この時期にすでに存在していた流刑に付加される鞭刑の存在は、宣武帝期（四九九～五一四）に趙脩が鞭百を加えて敦煌に兵として配流されたこと、また孝文帝太和初年（四八〇年前後）に沛郡太守邵安、下邳太守張攀が贓罪によって處罰され、安は死刑、攀とその子は鞭一〇〇のうえ敦煌に配流、安の子息他生は鞭一〇〇に處せられたことから跡付けできよう。¹³

詔曰……沛郡太守邵安、下邳太守張攀咸以貪牴獲罪、各遣子弟詣闕、告刺史虎子、縱民通賊、妄稱無端、安宜賜死、攀及子僧保鞭一百、配敦煌、安息他生鞭一百。

『魏書』薛虎子傳

詔して曰く……沛郡太守邵安、下邳太守張攀、咸な貪牴を以て罪を獲る。各の子弟をして闕に詣らしめ、告す。刺史虎子は民の賊に通ずるを縱にし、妄りに端なしを稱す、と。……安は宜しく死を賜うべし。攀、及び子の僧保は鞭一百、敦煌に配す。安の息の他生は鞭一百。

すでに、孝文帝から宣武帝期にかけて、北周、北齊律に見られる流刑に付加される鞭一〇〇は、成立していたのである。加えて、この邵安の事件の處斷で邵他生に科せられた鞭一〇〇の處罰は、流刑の付加刑でもなく、また官吏に對する叱責のそれでもない。かかる徒刑に一等降る鞭、杖刑の存在を窺わせる史料が『北史』、『魏書』のなかから他にもいくつか検出できる。

(宣武帝始元年(五〇四))

庚子、錄京師見囚、殊死已下皆減一等、鞭杖之坐、悉皆原之、

『魏書』宣武帝紀

京師の見囚を錄し、殊死より已下、皆な一等を減じ、鞭杖の坐は、悉く皆な之を原す。

死刑以下の刑罰を一等減刑し、鞭、杖刑は赦免した。この鞭、杖は、五段階の鞭、杖刑であり、重刑は一等減刑、輕刑は執行停止ということであろう。

孝明帝初年（五一五）の任城王の上奏、それは都城、官署の修築に關することであるが、

（任城王澄）奏、都城府寺猶未周悉、今軍旅初寧、無宜發衆、請取諸職人及司州郡縣犯十杖以上、百鞭以下收贖之物、絹一匹輸磚二百、以漸修造、

『北史』卷一八 景穆十二王傳

（任城王澄）奏す。都城府寺は猶お未だ周ねくは悉わらず。今ま軍旅、初めて寧んじ、宜しく衆を發する無し。請うに、諸の職人、及び司州郡縣の犯十杖以上、百鞭以下を犯かし贖を收むるの物を取り、絹一匹に磚二百を輸し、以て漸く修造せん。

また、延昌三年（五一四）の和賣事件にかんして、事件關係者の處罰に關して、費羊皮の女兒を買い、それを轉賣した張回という平民に對する鞭一〇〇の量刑（實際は、五歳刑に處斷）にかんして、次のような經緯と處斷がみえる。

依律、諸共犯罪、皆以發意爲首、明賣買之元有由、魁末之坐宜定、若羊皮不云賣、則回無買心、則羊皮爲元首、張回爲從坐、首有沾刑之科、從有極默之戾、推之憲律、法刑無據、買者之罪、宜各從賣者之坐、又詳臣鴻之議、有從他親屬買得良人、而復真責、不語後人由狀者、處同掠罪、既一爲婢、賣與不賣、俱非良人、何必以不賣爲可原、轉賣爲難恕、張回之愆、宜鞭一百、賣子葬親、孝誠可美、而表賞之議未聞、刑罰之科已降、恐非敦風厲俗、以德導民之謂、請免羊皮之罪、公酬賣直、詔曰、羊皮賣女葬母、孝誠可嘉、便可特原、張回雖買之於父、不應轉賣、可刑五歲、『魏書』刑罰志律に依るに、諸の共犯の罪は、皆な發意を以て首と爲す。賣買の元に由あり、魁末の坐、宜しく定むべしを明らかにする。若し羊皮の賣を云わざれば、則ち回に買心なし。則ち羊皮は元首たりて、張回は從坐たり。首に沾刑の科ありて、從に極默の戾ある、これを憲律に推るに、法刑の據るものなし。買者の罪、宜しく各の賣者の坐に從うべし。又た臣鴻

の議を詳らかにするに、他の親屬に從りて良人を買得し、而して復た眞賣し、後人に由狀を語らざる者あらば、處は掠罪に同じ。既に一たび婢とならば、賣と不賣は、俱に良人にあらず。何ぞ必ずしも不賣をもつて原すべきと爲し、轉賣を恕し難いとなさん。、張回の愆、宜しく鞭一百たるべし。子を賣りて親を葬するは、孝、誠に美とすべし、而れども表賞の議、未だ聞かず。刑罰の科、已に降る。恐らくは、風を教くし俗を厲き、德を以て民を導くの謂にあらず。請らくは、羊皮の罪を免じ、公は賣直を酬さんこと。詔して曰く、羊皮は女を賣り母を葬る、孝は誠に嘉すべし。便ち特に原すべし。、張回は之を父より買うと雖も、轉賣するべからず。五歳とすべし。

終 章 —— 刑・督から刑罰へ

こういった鞭・杖は、一般人に徒刑より一等、もしくは二等下る正刑としての鞭と杖である。ここに示した例は、六世紀初め、北魏宣武帝、孝明帝の時期のことがらであるが、北魏において、すでに杖、鞭、徒、流、死の五等級の刑罰は存在していたと言つて間違いないだろう。ではそれは何時の段階で、またそこにはどの様な背景があつたのだろうか。

北魏は、太道武帝以降、以下に示すように、七度にわたつて法典の編纂をおこなつてゐる。『魏書』刑罰志の記載をもとにしてそれを示せば、あらまし次の如しである。⁽¹⁵⁾

- ① 太祖道武帝 天興元年（三九八）
王德に命じて過酷な法を除き、科令を約定。

- ② 世祖（太武帝）神䴥四年（四三二）
崔浩に命じて律令を制定。
- ③ 世祖（太武帝）正平元年（四五二）
游雅、胡方回に命じて、律を改定。三九一條、門誅四條、大辟一四五條、徒刑一二一條
- ④ 高宗太安年間（四五五～四五九）
律七九章、門房誅一三條、大辟三五條、徒刑六二條を增加。
- ⑤ 高祖（孝文帝）太和五年（四八二）
高閔に命じて律令の改修。八三二章、門誅一六、大辟二三五、徒刑二七七
- ⑥ 高祖（孝文帝）太和一六年（四九二）
太和一年の詔に基づき、量刑の見直し（「不遜父母」の量刑、門房之誅の削除等）、四月丁亥の新律を發布
- ⑦ 世宗（宣武帝）正始元年（五〇四）
律令を議定、『隋書』經籍志の「後魏律二〇卷」の成立。
- 七度にわたる律令の編纂のなかで、杖、鞭刑が五段階の刑罰に組み込まれるようになったのは、孝文帝太和五年（四八一）
の新律においてか、もしくは太和一六年（四九二）であったのではないかと私は考えている。正始元年（五〇四）の鞭杖の刑
を赦免する措置が出されたことを鑑みると、鞭杖刑の正刑化はそれ以前のことになるからに他ならない。
 この段階で、刑罰體系、刑罰理念に大きな變化が起こった。そのことを私は、死刑の種類の變化を考察した別稿で論じ¹⁶
たが、本稿との關連性のうえで、略述するとあらまし左の内容となる。

漢から晉にいたる死刑は、生命の剥奪と屍體の處刑の二段階に分かれるが、律で規定された正刑は前者の處刑であり、その執行様態は、斬首と腰斬であった。唐律における死刑は、漢のそれとは異なり、絞と斬首の二等の死刑となる。漢の死刑から唐の死刑に何時、どのような理由で移行したのか、その轉換點は、北魏であったと考えられ、具體的には、北魏太和五年（四八一）の新律制定において律文に絞首と斬首が規定されたのである。

絞殺刑が死刑として採用されたのは、北魏から始まる。このことは、單に死刑の執行方法が首を切斷することから絞殺に変わったという表層的な執行方法の變化だけにとどまらない。より内層的な死刑の性格、死刑の法理に變化をきたしたと見るべきであり、ここに中國刑罰制度史の畫期を認めねばならない。これまでの究極の肉刑として位置づけられていた死刑は、絞首刑の登場で生命の剥奪という執行理念が変わったのである。そしてこの變遷は、以後の中國法制史に有形無形の影響を與えることになる。それは、「刑」の基本理念の變化であったのだ。

本來、肉刑を中心として體系立てられていた刑罰制度、それは漢文帝以後の死刑・勞役刑・贖刑・罰金刑という體系下にあつても「刑」の本質は、身體毀損（もしくは、身體への表徵）であり、またそれはある意味では追放を基本觀念においていた。身體の表徵は、追放を象徵する型であったのだ。

刑、剉也、从刀廿聲

『說文解字』四篇下

刑は剉（首を切る）という意味が原義とする『說文解字』の一説、また『禮記』には、刑は、側（なる）ということで、側はまた型（鑄型）に通じ、さらに形の意味もある。型にはめる、形づけてしまえば、それは變えることができないということから刑＝側＝形と通底する。『禮記』王制、および孔穎達正義にはかくの如くいう。

刑者例也、例者成也、一成而不可變、故君子盡心焉、

『禮記』王制

(孔疏、此說刑之不可變改、故云刑者例也、上刑是刑罰之刑、下例是例體之例、訓此刑罰之刑、以爲例體之例、言刑罰之刑、加入例體、又云例者成也、言例體之例、是人之成就容貌、容貌一成之後、若以刀鋸鑿之、斷者不可續、死者不可生、故云、不可變、故君子盡心、以聽刑焉、則上悉其聰明致其忠愛是也。)

刑とは例なり。例とは成なり。一たび成らば、變するべからず。故に君子は心を盡す。

(孔疏、此れ刑の變改すべからずを説く、故に云う、刑とは例なりと。上の刑は是れ刑罰の刑、下の例は是れ例體の例なり。此の刑罰の刑を訓みて、以て例體の例と爲す。言こころ、刑罰の刑は、人の例體に加わればなり、又た云う。例とは成なりと。言こころ、例體の例、是れ人の容貌を成就すればなり。容貌の一たび成せしの後、若し刀鋸をもって之を鑿せば、斷たれしは續すべからず、死者は生くべからず、故に云う、變すべからずと。故に君子は心を盡し、以て刑を聽かば、則ち上は其の聰明を悉し、其の忠愛を致す、是なり。)

同じく『禮記』王制に、「爵人於朝、與士共之、刑人於市、與聚棄之——人を爵するに朝に於す。士と之を共にす。人を刑するに市においてす。聚と之を棄つ」ともあるが、棄市とも稱された斬首刑は、市場にておこなう公開處刑であり、それは公開での追放であるのだが、そこには追放の表象でもある「形(刑)」が必要であった。確かに漢文帝期に、肉刑は廢止され、身體毀損は死刑の執行様態と代替刑として引き継がれた宮刑がその理念を留めるだけとなつた。しかし、勞役刑も「完城旦」に對して「髡鉗城旦」というように、「髡」「鉗」といったものが、身體にはなにも損傷を加えない「完」に對して、かつての肉刑の遺制的措置として、また形の徵表として引き継がれていたのである。

北魏において、絞殺刑が死刑の一つとして登場したことは、もはや究極の身體毀損が死刑ではなく、また死刑が生物界からの追放・棄絶ではなく、たんなる生命の剥奪でしかないということになる。毀損、切斷という刑の表象、形の具象は

必要ではなく、「刑」のもつ基本理念はここに、漢晉的なものから別の制裁措置、つまり表徴的肉刑の遺制から脱皮した隋唐の計量等級的處罰へと變化したといえる。

では、この絞殺刑の出現、刑罰理念の變化は、何によつて將來されたのであらうか。それは、異民族の中國支配であり、五世紀北魏の成立、および胡漢融合であった。絞殺という死刑の起源は北方異民族の刑罰に認められる。世祖太武帝が律を制定したとき、この絞殺刑が初めて中國刑制のなかに採用されたのだが、その段階では從來の胡族の死刑もいくつか採用された。それがやがて漢化政策合すすむ上で、胡族の刑制と漢族の刑制が融合して、死刑・流刑・耐刑・鞭刑・杖刑といつた唐の五刑に繋がる體系にまとまつていつたのである。

以上は死刑に焦點をあてた考察であるが、流、鞭、杖という刑罰にかんしてもかかる流れのうえに位置づけられる。これら三種の刑は、もとより身體毀損を伴わない。笞、杖、そして鞭は、本稿すでに言及したように、秦漢にあっては、あくまで訓戒、叱責としての「督」であり、身體毀損をともなう追放としての「刑」の範疇には入らなかつた。それゆえ秦漢以來の刑罰體系になかには、付加的措置として、また官吏の懲戒として執行されることはあつても、正刑としての位置を與えられることはなかつた。また笞、杖、鞭にも厳格な區別がなかつたのも、「刑」の範疇に入らなかつたからだとも言えよう。職務上の非難するべき行爲が、「罪」と認識されたのかどうかは、微妙なところであろう。かりに「罪」が、負の評價を與えられる行爲と定義づけるならば、成績劣等も「罪」の中に分類されてもよいかも知れない。

ただし、一方で、それが殺人、傷害等の犯罪とそれに科せられる刑罰と同類かと云えば、そこには懸隔を認めざるをえない。刑罰の目的という點で考えた場合に、笞刑と肉刑、もしくは笞刑と勞役刑が同じだというには、いさきかの躊躇がある。笞刑はいわば叱責の具現化であり、それは主權者（皇帝）の要求に應えることができなかつた、皇帝の期待、命令を十全に果たせなかつたことについての指導、命令に對す服從の強制措置ともいえる。それは家庭内での家長の教鞭にも通

底する。ここで改めて指摘しておきたいのは、「罰杖」「督鞭」「督○十」「罰杖○十」といった表現は史書に見えるが、「笞刑」「督刑」「刑○十」といった、つまり笞・杖・鞭と「刑」が結びついた刑罰名稱は絶えてないことである。⁽¹⁸⁾

この笞杖が、北魏において死刑、流刑、徒刑の下に、正刑として位置づけられた。それは、漢晉での笞（A）、笞（B）の笞杖ではなく、死刑のもとの五刑として鞭、杖刑であった。ここに鞭杖刑は、督から刑となつたといつてよい。

高祖曰、刑法者、王道之所用、何者爲法、何者爲刑、施行之日、何先何後、閻對曰、臣聞創制立會、軌物齊衆、謂之法、犯違制約、致之於憲、謂之刑、然則法必先施、刑必後著、自鞭杖已上至於死罪、皆謂之刑、刑者、成也、成而不可改、

『魏書』高閻傳

高祖曰く、刑法なるものは、王道の用いる所なり。何をか法と爲し、何をか刑となすや。施行の日、何れが先にして何れが後なるや。（高）閻、對えて曰く。臣聞く、制を創り、會を立て、物を軌し衆を齊む、之を法という。違を犯し約を制するに、之を憲にいたす、之を刑と謂う。然らば則ち法は必ず先に施し、刑は必ず後に著ける。鞭杖より已上、死罪に至る、皆な之を刑という。刑とは、成なり、成して改むるべからず。

「鞭杖から死刑にいたるのが刑だ」と高閻の言葉は、何よりも上述を裏付ける。⁽¹⁸⁾ そしてこれが高祖孝文帝期の彼の口からでたことは、注目してよい。なぜなら、孝文帝太和五年の新律は、高閻がその立法化の責任者だったのだから。

隋唐の五刑をしめる鞭杖刑の成立、それは太和五年の新律制定からであり、死刑執行方法での絞殺刑と導入とおなじく、秦漢の刑罰からの脱皮であり、胡漢融合の新たな刑罰體系の開始であった。

注

- (1) 以下、雲夢睡虎地秦律の簡番號は、「睡虎地秦墓竹簡」(文物出版社
一九九〇)に從う。
- (2) 大夫甲堅鬼薪、鬼薪亡、問甲可論、當從事官府、須亡者得、●今甲從
事、有去亡、一月得、可論。當貲一貲、復從事。從事有亡、卒歲得、
可論、當耐、
- (3) 二年律令亡律に規定
- (4) 濱口重國「漢代の笞刑に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』上卷 東京大
學出版會一九六六)
- (5) 陶安あんど「秦漢刑罰體系の研究」(附論四 「笞」刑について)(東京
外國語大學アジアアフリカ研究所 二〇〇九)
- (6) 妻悍而夫毆笞之、非以兵刃也、雖傷之、毋罪。 賊律 32
父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死。 賊律 39
『漢書』刑法志に見える、肉刑廢止に伴う笞刑の付加刑、
- (7) 當完者、完爲城旦春、當黥者、髡鉗爲城旦春、當劓者、笞三百、當斬
左止者、笞五百、當斬右止、及殺人先自告、及吏坐受赇枉法、守縣官
財物而・盜之、已論命復有笞罪者、皆棄市、罪人獄已決、完爲城旦春、
滿三歲爲鬼薪白粲、鬼薪白粲一歲、爲隸臣妾、隸臣妾一歲、免爲庶人、
隸臣妾滿二歲、爲司寇、司寇一歲、及作如司寇二歲、皆免爲庶人、其
亡逃及有罪耐以上、不用此令、前令之刑城旦春歲而非禁錮者、如完爲
城旦春歲數以免、臣昧死請、制曰、可、
- (8) 顏師古は、「督謂觀察之」と解釋する。師古がこの一文をどう讀んだ
のか、分からぬが、ここは、「漢書補注」所引沈欽韓説がいうように、
後の『隋書』刑法志にみえる「杖督」と同意で、杖罰の意味である。
- (9) 抽稿「檄書放——視覺木簡への展望」(『行政文書の漢帝國』 名古屋
大學出版會 二〇〇一)
- (10) 『唐六典』刑部尚書
- (11) 仁井田陞「中國における刑罰體系の變遷」(『中國法制史研究』刑法
東京大學出版會 一九八〇補訂版)、
『通典』卷一六七にも同文が見える。『通典』『魏書』ともに文字の異同
があり、
- (12) 『北史』卷九「恩幸傳」(『魏書』卷九三趙脩傳)
初、王顯附脩、後因忿鬪、密伺其過、列脩葬父時、路中淫亂不軌、又
云與長安人趙僧、謀匿玉印事、高肇、甄琰等構成其罪、乃密以聞、始
琰及李憑等曲事脩、無所不至、懼相連及、乃爭共糾擿、遂有詔按其罪
惡、鞭之二百、徙敦煌爲兵、其家宅作徒、卽仰停罷、所親在內者、悉
令出禁、
- (13) 『魏書』卷四四薛野賭傳
沛郡太守邵安、下邳太守張攀咸以贓汚、虎子案之於法、
書、誣虎子南通賊虜、高祖曰、此其妄矣、朕度虎子必不然也、推案果
虛、乃下詔曰……沛郡太守邵安、下邳太守張攀咸以貪慘獲罪、各遣子
弟詣闈、告刺史虎子縱民通賊、妄稱無端、安宜賜死、攀及子僧保鞭一
百、配敦煌、安息他生鞭一百、可集州官兵民等、宣告行決、塞彼輕狡
之源、開此陳力之效、在州十一載、太和十五年卒、年五十一、
滋賀秀三『中國法制史研究』(創文社 二〇〇三)
- (14) 『魏書』卷二〇文成五王傳
批稿「究極の肉刑から生命刑へ——漢・唐死刑考」(富谷至編『東ア
ジアの死刑』京都大學學術出版會 二〇〇八)
- (15) 安樂王長樂、皇興四年封建昌王、後改封安樂王、長樂性凝重、顯祖器
愛之、承明元年拜太尉、出爲定州刺史、鞭撻豪右、頓辱衣冠、多不奉
法、爲人所患、百姓詣闈訟其過、高祖罰杖三十、貪暴彌甚、以罪徵詣
京師、
『魏書』卷三四陳建傳
高宗初、賜爵阜城侯、加冠軍將軍、出爲幽州刺史、假秦郡公、高宗以
建貪暴懦弱、遣使就州罰杖五十、

(18)

『後漢書』劉寬傳

桓帝時、大將軍辟、五遷司徒長史、……常以爲、齊之以刑、民免而無恥、吏人有過、但用蒲鞭罰之、示辱而已、終不加苦、

「刑とは成なり」は、先の『禮記』王制の句であり、それは身體毀損の

象徴、烙印という意に解した。ここにきて「刑、成也」の意味も、具體的身體の具象かたより觀念的抽象的意味として、その解釋が變化したと言えよう。それはちょうど「刑不上大夫」の時代的解釋の變化にも相當する。